

教 育 委 員 会 会 議 録

令和 6 年 7 月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター（元気館） 2階 農事相談室			担当書記	中 上 伸 午
会議日程	自 令和6年7月25日（木） 1日間 至 令和6年7月25日（木）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代 委 員 植田 智子				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 中上 伸午 社会教育課長 小谷 貴儀 総括指導主事 高岡 弘安				
署名委員	委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	・ 議案第 1 2 号 与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部 改正について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ 報告第 9 号 与謝野町学校評議員制度実施要綱の廃止について ・ 報告第 1 0 号 与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱等の 一部改正について
そ の 他	・ コミュニティスクールについて ・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年7月25日 午前9時30分から午後10時05分まで
- 2 場 所 加悦保健センター（元気館）2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和6年度第4回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（両委員とも了承）

[長島教育長]

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに、5月27日に開催いたしました令和6年度第2回教育委員会会議の会議録につきまして、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正の通りご確認いただいたということでよろしいでしょうか。

（委員了承）

それでは、本会議終了後に署名をお願いいたします。続きまして、6月25日に開催いたしました令和6年度第3回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等はありませんでしょうか。

[樋口委員]

文言の削除と一部訂正をお願いしましたが、内容が大きく変わるものではありません。よろしくお願いいたします。

[佐々木委員]

私も一部、文言の削除をお願いしました。内容が大きく変わるものではありません。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名いただくことといたします。

[長島教育長]

それでは、日程第3、「教育長の報告」に入らせていただきます。

今月は、こども園訪問、教科書採択協議会へのご出席が続いておりますことに、感謝とお詫びを申し上げますとともに、そして本日も公私ともに大変お忙しい中、第4回教育委員会会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

いつもお話しする二十四節気では、7月22日が夏の暑さが最も極まる頃とされる「大暑」でございました。21日に梅雨明けした後は、連日、熱中症警戒アラートの発表も続いています。例年、梅雨明け前には大雨・豪雨による災害が起きていますが、今年は7月12日に起きた愛媛県松山市の3名の方々が亡くなることになるという悲しい土砂災害はございましたが、全国的な規模での大きな災害が幸いにして起きていないことを、せめてもの救いと思いたく思います。

次に園・学校の様子ですが、7月1日の月曜日、2日の火曜日は連日、大雨警報が発表され、小中学校は臨時休業となりましたが、特に1日の月曜日は警報の発表時間が8時過ぎということで、登校時間帯であり、職員体制が整わない時間帯であり、各校においては児童生徒の安全確保に苦慮されました。かねてから指摘している安心安全にかかわる指導・管理の隙間の時間帯でありました。この日の対応については、今月11日の校園長会議で、検証・教訓化をお願いしたところでございます。

そして小中学校、こども園の1号認定児は、すでに19日が第1学期の終業式で夏休みに入っています。この夏休み中、子どもたちの命にかかわることは無論のこと、安心安全に係わる事案が起きないことを切に願いたく思います。

特に今年度からは気温が特に著しく高くなることにより、重大な健康被害が生ずる恐れのある場合、熱中症特別警戒アラートが前日に発表されることになっています。この場合は校園長など管理者はすべての人が熱中症対策ができているかを確認し、徹底できていない場合は運動・外出・行事の中止や延期またはリモートなどへの変更を判断することが求められています。

京都府に熱中症特別警戒アラートが発表された場合、また最も近い観測地点である宮津において暑さ指数が35℃と予想された場合には、児童生徒の安全を考慮して原則として学校を臨時休業とすることにしています。併せて熱中症警戒アラートの発表時においても、適切な対応をとることを今月の校園長会議で確認したところでございます。

さて、こども園では、園訪問で委員の皆様に見ていただいたように、プール遊びに、七夕祭に夏祭りと、この時期らしい取組や行事を進めていただいております。そして、厳しい暑さの中でも元気な園児の姿と、園長先生をはじめとする職員の皆さんが、この暑さに対して、どのような配慮や対策をなされているかも見ていただいたところです。

小学校のプール授業については、秋よりクアハウスで実施する加悦小学校を除いて、無事に終わることができました。施設設備の老朽化による不具合、準備そして水質管理に係わる先生方の負担など多くの懸案事項があることは認識しているところです。

中学校では7月6日と7日に開催された全日本中学校通信陸上競技大会京都府大会では、江陽中学校3年男子が走り高跳び、同じく3年男子が100mで見事1位となり全国大会への出場という栄誉を手に入れました。そして7月13日からは3年生にとっては部活動の総決算となる第35回丹後中学校総合体育大会が開催されました。結果については別紙資料のとおりでございます。

特に２１日と２２日については、京都府に熱中症警戒アラートが発表されていたために、運営側には熱中症対策に万全を期するという大変な御苦勞がございました。何れにいたしましても、最後の大会となった３年生の皆さんの健闘を心より喜びたく思いますし、月末に開催される府大会での更なる活躍を期待したいと思います。

あと、次年度の学校行事のことになりますが、来年４月１３日に開幕する大阪・関西万博についてです。あくまで学校判断での実施となりますが、未来を生きる児童生徒にとっては貴重な社会体験の場となることは確かでありますので、その機会は大切にしたいと思っております。入場料については京都府からの補助となりますが、最も困難なのはバスの確保のようで、今の段階でも確保が厳しいという話が出ています。過日の校園長会議では、その辺りの状況を踏まえ、早めに校内での検討や業者との交渉を始めていただくことも必要であるとお伝えしたところでございます。

最後、その他ですが、本日は規則の一部改正の審議や様々な報告がございました。この後ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

以上が私からの報告ですが、委員の皆さまから質問等ありませんか。

[樋口委員]

先ほど教育長もおっしゃられていたのですが、夏休みに入って気になるのは事故ですね。京都でも鴨川で高校生が亡くなられていまして、普段から遊ぶところであっても危険が潜んでいるということで、配慮しなければならない部分があるのかと思われます。もう１つ気になりますこととして、学校が無いことによって、普段の生活に困難を抱えている子ども達の生活がどうなるのかが気になるところです。その辺も各学校と共に対応していただいていると思うのですが、ご配慮いただけたらありがたいと思います。

[長島教育長]

高岡総括、この夏休みの期間中において気になる子どもに対して、それぞれ各学校の方で担当の先生を中心に状況を把握していただきながら、対応されていることが通例という理解でよろしいですね。

[高岡総括指導主事]

とりわけ不登校の児童生徒の子ども達への家庭訪問でしたり、基本的な連絡については教育委員会としてもお願いしています。学校として様々な方法で、繋がりながら取り組みを進めています。併せて、水の事故につきましては文部科学省からも指導が入りまして、あまり無いかも知れませんが、夏休みの期間中の水遊びについては基本的に１人で行かないことを指導しています。

[長島教育長]

次に、日程第４、「審議事項」に入らせていただきます。

議案１２第号「与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改正について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[酒井委員]

学校評議委員に関することとして、新たにコミュニティスクール等の項目を入れる必要があったと思うのですがいかがでしょうか。

[中上教育次長]

各学校に設置される協議会となりますので、今回、削除のみということになります。

[長島教育長]

それでは、議案第12号「与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改正について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第12号「与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

続きまして、日程第5号「報告事項」に入らせていただきます。報告第9号「与謝野町学校評議員制度実施要綱の廃止について」について、中上教育次長が報告いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、報告第10号「与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱等の一部改正について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、日程第6「その他」に入らせていただきます。

始めに、「与謝野町コミュニティスクールの推進について」、小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

大きな流れとして、コミュニティスクールということになっていると思うのですが、今回、良いことをされてるのは分かるのですが、それをどの様に保護者の皆さんや、地域の皆様方にお知らせするのが1つ大きなポイントだと思うのです。頑張っているのですが、行うだけのものにしないで、地域コミュニティという形で名前をそのまま地域を含めて活動として広げていくのであれば、やはり広報というものが大切なことだと思うのです。

ホームページ、学校だより等で広報していただいているのでしょうか。広報について何か指針と言いますか、年間目標の様なことがあるのかどうか、無いのであればそうした広報に関して、どういったお考えをお持ちなのかを教えていただけたらありがたいです。

[小谷社会教育課長]

周知の方法ですけれども、基本は各学校の「学校だより」やホームページで告知をする様に指導をさせていただいていますが、それに加えてPTAの総会を使って告知をし、情報を話していただく様にお願いをしております。

社会教育課としては、学校地域学校協働活動を周知・報告していくこととしていますので、まだ今年度は動きはありませんが、今後、いずれかの学校で活動の情報を仕入れて広報誌等に出すという方針です。

[樋口委員]

私共も注視して、コミュニティスクールへの一考というところで、その変化を感じようとしていますので分かるのですが、そうでない一般の方々は、何か学校側で何かしら変わったという程度で止まってしまうのかと思われます。急に何か大きな変化がある訳では無いですが、地域の方に周知・告知を引き続きよろしくお願いします。

[長島教育長]

他に事務局からありましたら、お願いします。

[長島教育長]

2点確認をさせていただきたいと思います。1点目ですが、教科書採択協議会を先日お世話になりました。次回が7月29日(月)1時半から開始となります。そして、7月2

9日の乗り合わせの確認をお願いします。

(各委員確認)

[長島教育長]

続きまして、次回の教育委員会会議の日程調整をさせていただきたいです。

(次回、教育委員会の日程調整)

[中上教育次長]

次回の教育委員会会議については、8月30日(水)となります。午前13時半からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前10時05分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

議案第 1 2 号

与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和 6 年 7 月 2 5 日 提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

与謝野町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正に係る所要の改正を行うものである。

与謝野町教育委員会規則第4号

与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

与謝野町教育委員会事務局組織規則（平成18年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中（イ）を削り、（ウ）を（イ）とし、（エ）から（ヌ）までを（ウ）から（ニ）までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

与謝野町教育委員会事務局組織規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第4号)新旧対照表

現 行	改 正 案
(課及び係の事務分掌) 第3条 課及び係の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校教育課 ア 総務係 (ア) 教育委員会の会議に関すること。 (イ) 教育計画に関すること。 (ウ) 教育委員会連合会に関すること。 (エ) 教育費の予算編成及び決算に関すること。 (オ) 例規の制定及び改廃に関すること。 (カ) 叙勲及び表彰に関すること。 (キ) 情報公開に関すること。 (ク) 教育広報に関すること。 (ケ) 奨学金に関すること。 (コ) 事務局職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。 (サ) 学校の設置、廃止及び位置変更に関すること。 (シ) 事務局職員の労働安全及び公務災害に関すること。 (ス) 公印の保管に関すること。 (セ) 公用車の管理運行に関すること。	(課及び係の事務分掌) 第3条 課及び係の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校教育課 ア 総務係 (ア) 教育委員会の会議に関すること。 (イ) 教育計画に関すること。 (ウ) 教育委員会連合会に関すること。 (エ) 教育費の予算編成及び決算に関すること。 (オ) 例規の制定及び改廃に関すること。 (カ) 叙勲及び表彰に関すること。 (キ) 情報公開に関すること。 (ク) 教育広報に関すること。 (ケ) 奨学金に関すること。 (コ) 事務局職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。 (サ) 学校の設置、廃止及び位置変更に関すること。 (シ) 事務局職員の労働安全及び公務災害に関すること。 (ス) 公印の保管に関すること。 (セ) 公用車の管理運行に関すること。

- (ソ) 文書の収受及び発送に関すること。
- (タ) 事務局の庶務に関すること。
- (チ) 学校施設の基本計画及び実施計画に関すること。
- (ツ) 学校施設の整備及び維持補修費に関すること。
- (テ) 学校施設の補助事業に関すること。
- (ト) 学校施設の防災に関すること。
- (ナ) 学校施設の施設台帳及び財産台帳に関すること。
- (ニ) 教職員住宅に関すること。
- (ヌ) 教育に関する事務の管理及び施行の状況の点検及び評価に関すること。
- (ネ) 一般職非常勤職員に関すること。
- (ノ) 寄付採納に関すること。
- (ハ) 事務局職員の任免、服務及び福利厚生に関すること。
- (ヒ) その他他の係に属さないこと。

イ 学校教育係

- (ア) 学校教育計画の立案に関すること。
- (イ) 学校評議員に関すること。
- (ウ) いじめ又は不登校の相談その他学校教育に係る相談に関すること。
- (エ) 教育研究会等の指導助言に関すること。

- (ソ) 文書の収受及び発送に関すること。
- (タ) 事務局の庶務に関すること。
- (チ) 学校施設の基本計画及び実施計画に関すること。
- (ツ) 学校施設の整備及び維持補修費に関すること。
- (テ) 学校施設の補助事業に関すること。
- (ト) 学校施設の防災に関すること。
- (ナ) 学校施設の施設台帳及び財産台帳に関すること。
- (ニ) 教職員住宅に関すること。
- (ヌ) 教育に関する事務の管理及び施行の状況の点検及び評価に関すること。
- (ネ) 一般職非常勤職員に関すること。
- (ノ) 寄付採納に関すること。
- (ハ) 事務局職員の任免、服務及び福利厚生に関すること。
- (ヒ) その他他の係に属さないこと。

イ 学校教育係

- (ア) 学校教育計画の立案に関すること。
- (イ) いじめ又は不登校の相談その他学校教育に係る相談に関すること。
- (ウ) 教育研究会等の指導助言に関すること。

- (オ) 外国語指導助手に関する事。
- (カ) 就学事務に関する事。
- (キ) 就学指導に関する事。
- (ク) 学校保健及び学校安全に関する事。
- (ケ) 学校の規模の適正化等の調査及び検討に関する事。
- (コ) 学校再配置に関する事。
- (サ) 教科書の採択に関する事。
- (シ) 通学区域に関する事。
- (ス) 学級編制に関する事。
- (セ) 学校経営、教育活動及び教育課程に関する事。
- (ソ) 研究指定校に関する事。
- (タ) 指導主事の服務に関する事。
- (チ) 教職員及び講師の任免及び内申に関する事。
- (ツ) 教職員の免許更新及び研修に関する事。
- (テ) 教職員の服務、公務災害及び給与事務に関する事。
- (ト) 学校の管理運営予算及び学校教育予算の執行に関する事。
- (ナ) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び報酬に関する事。
- (ニ) 学校教育に係る統計調査に関する事。
- (ヌ) 幼稚園に係る町長部局との調整に関する事。

- (エ) 外国語指導助手に関する事。
- (オ) 就学事務に関する事。
- (カ) 就学指導に関する事。
- (キ) 学校保健及び学校安全に関する事。
- (ク) 学校の規模の適正化等の調査及び検討に関する事。
- (ケ) 学校再配置に関する事。
- (コ) 教科書の採択に関する事。
- (サ) 通学区域に関する事。
- (シ) 学級編制に関する事。
- (ス) 学校経営、教育活動及び教育課程に関する事。
- (セ) 研究指定校に関する事。
- (ソ) 指導主事の服務に関する事。
- (タ) 教職員及び講師の任免及び内申に関する事。
- (チ) 教職員の免許更新及び研修に関する事。
- (ツ) 教職員の服務、公務災害及び給与事務に関する事。
- (テ) 学校の管理運営予算及び学校教育予算の執行に関する事。
- (ト) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び報酬に関する事。
- (ナ) 学校教育に係る統計調査に関する事。
- (ニ) 幼稚園に係る町長部局との調整に関する事。

ウ 学校給食係

(ア) センター給食に関する事。

(イ) 自校給食に関する事。

(2) (略)

ウ 学校給食係

(ア) センター給食に関する事。

(イ) 自校給食に関する事。

(2) (略)

与謝野町教育委員会告示第14号

与謝野町学校評議員制度実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年6月25日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町学校評議員制度実施要綱を廃止する告示

与謝野町学校評議員制度実施要綱（平成18年与謝野町教育委員会告示第1号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年6月25日から施行する。

与謝野町教育委員会告示第 17 号

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 7 月 17 日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部改正)

第 1 条 与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱（平成 18 年与謝野町教育委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項を削る。

(与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部を改正する告示の一部改正)

第 2 条 与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部を改正する告示（令和 6 年与謝野町教育委員会告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

- 2 改正後の第 2 条及び別表の規定は、この告示の施行の日以後に第 4 条の規定により事業計画書が提出された補助事業について適用し、同日前に事業計画書が提出された補助事業（同日以後に第 7 条の規定による変更がある場合を含む。）については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 1 日

教育委員会告示第 7 号

改正 平成 18 年 9 月 15 日告示第 231 号

令和元年 8 月 27 日教委告示第 7 号

令和 6 年 3 月 29 日教委告示第 10 号

令和 6 年 7 月 17 日教委告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 18 年与謝野町条例第 114 号)及び与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 47 号。以下「規則」という。)並びに与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成 18 年与謝野町規則第 38 号)に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金額等)

第 2 条 与謝野町伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)に所在する伝統的建造物及び環境物件(街道のまがり、社叢、樹木等であって、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定したものをいう。以下同じ。)の所有者が実施するこれらの外観(これと密接な関係を有する内部を含む。以下同じ。)の修理又は復元(以下「伝統的建造物等補助事業」という。)に対する補助の区分、補助対象、補助金額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により難い伝統的建造物等補助事業に係る補助金額及び補助限度額は、教育委員会が別に定めることができる。
- 3 保存地区における伝統的建造物以外の建築物等で、外観を伝統的建造物に準じた、又はこれに類する周囲の伝統的建造物と調和のとれたものの新築、増築、改築又は修理(以下「その他補助事業」という。)に対する補助の区分、補助対象、補助金額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該物件を写真、図面等の確実な資料に基づき伝統的建造物及び環境物件に準じて復元する場合は、同項の規定にかかわらず、第 1 項の規定を準用することができる。

(経費の範囲)

第 3 条 補助事業に要する費用(以下「経費」という。)の範囲は、工事費、設計費、監理費その他教育委員会が特に必要と認めるもののうち、別表に定めるものとする。

(事業計画書の提出)

第 4 条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、教育委員会が別に定める日までに次に掲げる書類を添付して教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 設計図(仕様書を含む。)
- (3) その他教育委員会が必要と認めるもの

(補助金の申請)

第 5 条 申請者は、規則第 11 条の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して補助事業の着手までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 配置図及び立面図
- (3) 現状変更設計仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

(補助金の交付決定の通知)

第 6 条 教育委員会は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、規則第 12 条第 1 項の規定により申請者に交付又は不交付を通知する。

(申請事項等の変更)

第 7 条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第 5 条の申請書の記載事項又はその添付書類の内容を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなくてはならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第 14 条の規定により、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業成果書
- (2) 収支精算書
- (3) 完成カラー写真
- (4) その他教育委員会が必要と認めるもの

(書類の保管)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の状況及び収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類を備え付け、補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保管するものとする。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 18 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び別表の規定は、この告示の施行の日以後に第4条の規定により事業計画書が提出された補助事業について適用し、同日前に事業計画書が提出された補助事業（同日以後に第7条の規定による変更がある場合を含む。）については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分			補助対象	補助金額	補助限度額
伝統的建築物等補助事業	伝統的建築物	建築物（主屋、土蔵、離れ、物置、社寺建築物等をいう。以下同じ。）	外観の修理に要する費用（構造耐力上又は防災対策上必要と認められる部分の補強及び修理に有する費用を含む。ただし、電気設備、内部装飾等に係るものを除く。）	経費の10分の8以内の額に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	800万円
		工作物（漆喰 ^{くい} 塀、土塀、石垣、小祠 ^し 、鳥居 ^{こま} 、狛犬、灯籠、水路、橋等をいう。以下同じ。）			
	環境物件				
その他補助事業	伝統的建築物以外のもの	建築物	新築、増築、改築又は修理のうち外観に要する費用（電気設備、内部装飾等に係るものを除く。）	経費の10分の6以内の額に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	400万円
		工作物			

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱(平成18年与謝野町教育委員会告示第7号)新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) (補助金額等) 第2条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 <u>伝統的建造物等補助事業及びその他補助事業(以下これらを「補助事業」という。)は、あらかじめ京都府教育委員会教育長から補助金の交付決定を受けているものに限る。</u> 附 則 (略) 2 <u>この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以前に第2条第5項の京都府教育委員会教育長から補助金の交付決定を受けた補助事業であつて、施行日以後に実施するものにあつては、</u>なお従前の例による。	(趣旨) (補助金額等) 第2条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 削除 附 則 (略) 2 <u>改正後の第2条及び別表の規定は、この告示の施行の日以後に第4条の規定により事業計画書が提出された補助事業について適用し、同日前に事業計画書が提出された補助事業(同日以後に第7条の規定による変更がある場合を含む。)</u>については、<u>なお従前の例による。</u>